

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出	(障害福祉課)	一
○農業振興地域の変更	(農業振興課)	一
○道路の区域変更	(道路課)	一
○道路の供用開始	(同)	二
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定(二件)	(防災砂防課)	二
○土砂災害警戒区域の指定	(同)	四
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の変更	(同)	四
○海洋総合実習船宮城丸の漁獲物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託(二件)	(高校教育課)	四
○土地改良区役員の就任及び退任の届出	(北部地方振興事務所)	五
○土地改良区の定款変更の認可	(東部地方振興事務所)	五
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(契約課)	五
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	(議会事務局総務課)	九

告 示

○宮城県告示第四百十号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

令和六年六月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
〇四一一一〇〇三六五	ふあいん 三 岩沼市中央三二二	生活介護、就労 継続支援B型	株式会社ひよ このみらい	令和六年六月 三十日

○宮城県告示第四百十一号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第七条第一項の規定により、昭和四十六年宮城県告示第二百五十一号(農業振興地域の指定)で指定した農業振興地域を次のように変更し、令和六年六月十八日から施行する。

なお、その関係図面は、宮城県庁(農政部農業振興課)及び宮城県仙台地方振興事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和六年六月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更後の地域
別冊のとおり

○宮城県告示第四百十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和六年六月十八日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年六月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 道路の種類 県道
- 路線名 弘川町向線
- 道路の区域

変更の区間	変更の敷地の幅員(メートル)	変更の敷地の延長(メートル)

本吉郡南三陸町歌津字弘川八九番二地先から 同郡同町歌津字弘川八七番一地先まで		前	四・七 四八・一	一三五・七
		後	五・四 五八・三	一三五・七

○宮城県告示第四百十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和六年六月十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年六月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	弘川町向線	本吉郡南三陸町歌津字弘川八九番二地先から同郡同町歌津字弘川八七番一地先まで	令和六年六月十九日

○宮城県告示第四百十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

令和六年六月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要となる事項	縦覧場所
大和田3号 沢和田3号	土石流	石巻市根岸字坂上山、字城見、字城見の一、字城見山、字中（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防 災砂防課及び宮 城県東部土木事 務所
1クルミ沢 1クルミ沢	土石流	石巻市渡波字クルミ浜、字梨木畑（次の図のとおり）		
2クルミ沢 2クルミ沢	土石流	石巻市渡波字クルミ浜、字梨木畑（次の図のとおり）		
小積沢	土石流	石巻市小積浜字小積、字小積山（次の図のとおり）		

祝浜沢12	祝浜沢11	大谷川12	大谷川11	花蔓 鮫ノ浦浜紅	左沢	山 鮫ノ浦浜夏	谷川	谷川浜川原	谷川浜川原	谷川浜川原	大指2号沢	唐桑沢	唐桑沢2	雄勝唐桑	船戸沢2	船戸沢	寺入沢11	上山沢	
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	
石巻市谷川浜岩井山、前田、中井道、脇ノ入（次の図のとおり）	石巻市谷川浜岩井山、中井道、脇ノ入（次の図のとおり）	石巻市大谷川浜小積道山、小浜山、前原、大谷川一番、大谷川二番、苗代目（次の図のとおり）	石巻市大谷川浜小積道山、小浜山、前原、大谷川一番、大谷川二番、苗代目（次の図のとおり）	石巻市鮫浦紅花蔓（次の図のとおり）	石巻市鮫浦細田（次の図のとおり）	石巻市鮫浦磯道、夏山、久根添、細田、存入田、中町、的場、浜畑、養留（次の図のとおり）	石巻市谷川浜前田、大谷川道山、大町、中田、八幡下（次の図のとおり）	石巻市谷川浜光沢、川原、大谷川道山（次の図のとおり）	石巻市谷川浜光沢、川原、大谷川道山（次の図のとおり）	石巻市谷川浜一の沢谷山、光沢、川原、大谷川道山（次の図のとおり）	石巻市北上町十三浜字崎山、字小指（次の図のとおり）	石巻市雄勝町雄勝字唐桑（次の図のとおり）	石巻市雄勝町雄勝字呉壺、字唐桑（次の図のとおり）	石巻市雄勝町雄勝字呉壺、字唐桑（次の図のとおり）	石巻市雄勝町雄勝字船戸神明（次の図のとおり）	石巻市雄勝町雄勝字船戸神明（次の図のとおり）	石巻市雄勝町雄勝字寺、字船戸神明（次の図のとおり）	石巻市雄勝町雄勝字寺（次の図のとおり）	石巻市雄勝町雄勝字寺（次の図のとおり）

祝浜沢13	祝浜沢13	土石流	石巻市谷川浜岩井山、前田、中井道、脇ノ入(次の図のとおり)
小網倉1号	小網倉1号	土石流	石巻市清水田浜藤森山(次の図のとおり)
中の沢	中の沢	土石流	石巻市給分浜クルミ山、人石山、中沢、中沢入、中沢峯(次の図のとおり)
牧の崎沢	牧の崎沢	土石流	石巻市小淵浜カント、小淵、西出当、入の沢、薬師山前(次の図のとおり)
小沢	小沢	土石流	石巻市十八成浜太田山、大嵐山(次の図のとおり)
小沢2	小沢2	土石流	石巻市十八成浜太田山(次の図のとおり)
小積浜	小積浜	急傾斜地の崩壊	石巻市小積浜字小積、字小積山(次の図のとおり)
湊川	湊川	急傾斜地の崩壊	石巻市鮎川浜鬼形山、十八成道、湊川(次の図のとおり)
南沢	南沢	急傾斜地の崩壊	石巻市鮎川浜四ツ小谷、南沢、湊川(次の図のとおり)
小網倉	小網倉	急傾斜地の崩壊	石巻市小網倉浜家ノ入、釜ノ前、寺坂、小網倉、上ノ山(次の図のとおり)
小積浜の2	小積浜の2	急傾斜地の崩壊	石巻市小積浜字栗炭山、字小積、字小積山(次の図のとおり)
十八成	十八成	急傾斜地の崩壊	石巻市十八成浜坂ノ上、十八成、中山(次の図のとおり)
萩浜の4	萩浜の4	急傾斜地の崩壊	石巻市萩浜字有田浜山(次の図のとおり)
谷川道	谷川道	急傾斜地の崩壊	石巻市小積浜字谷川道、字田ノ入山(次の図のとおり)
小積浜の4	小積浜の4	急傾斜地の崩壊	石巻市小積浜字谷川道、字野々浜道山(次の図のとおり)
小田浜の3	小田浜の3	急傾斜地の崩壊	石巻市福貴浦字小田浜、字福貴屋敷(次の図のとおり)
谷川の1	谷川の1	急傾斜地の崩壊	石巻市谷川浜大谷川道山、大町(次の図のとおり)
谷川の5	谷川の5	急傾斜地の崩壊	石巻市谷川浜岩井山、中井道(次の図のとおり)
谷川の6	谷川の6	急傾斜地の崩壊	石巻市谷川浜岩井山、脇ノ入(次の図のとおり)
小淵	小淵	急傾斜地の崩壊	石巻市小淵浜カント、トツ山、小淵、薬師山(次の図のとおり)

浦の沢	浦の沢	土石流	牡鹿郡女川町飯子浜字前網、字飯子(次の図のとおり)
野々浜大道	野々浜	土石流	牡鹿郡女川町野々浜字大道(次の図のとおり)
野々浜	野々浜	土石流	牡鹿郡女川町野々浜字大道(次の図のとおり)
野々浜	野々浜	土石流	牡鹿郡女川町野々浜字大道、字野々浜(次の図のとおり)
泉沢	泉沢	土石流	牡鹿郡女川町野々浜字野々浜(次の図のとおり)
北沢	北沢	土石流	牡鹿郡女川町大石原浜字向(次の図のとおり)
野々浜沢	野々浜沢	土石流	牡鹿郡女川町大石原浜字向、野々浜字野々浜(次の図のとおり)
大石原浜大	大石原浜大	土石流	牡鹿郡女川町大石原浜字向(次の図のとおり)
大石原沢4	大石原沢4	土石流	牡鹿郡女川町大石原浜字向、字大石原(次の図のとおり)
大石原沢2	大石原沢2	土石流	牡鹿郡女川町大石原浜字向、字大石原(次の図のとおり)
大石原沢	大石原沢	土石流	牡鹿郡女川町大石原浜字向、字大石原(次の図のとおり)
区域の名称	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第四百十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）

第七条第一項及び第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

令和六年六月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

浦の沢	浦の沢	土石流	牡鹿郡女川町飯子浜字前網、字飯子(次の図のとおり)	次の図のとおり	縦覧場所
野々浜大道	野々浜	土石流	牡鹿郡女川町野々浜字大道(次の図のとおり)	次の図のとおり	宮城県土木部防
野々浜	野々浜	土石流	牡鹿郡女川町野々浜字大道(次の図のとおり)	次の図のとおり	災砂防課及び宮
野々浜	野々浜	土石流	牡鹿郡女川町野々浜字大道、字野々浜(次の図のとおり)	次の図のとおり	務所
泉沢	泉沢	土石流	牡鹿郡女川町野々浜字野々浜(次の図のとおり)	次の図のとおり	
北沢	北沢	土石流	牡鹿郡女川町大石原浜字向(次の図のとおり)	次の図のとおり	
野々浜沢	野々浜沢	土石流	牡鹿郡女川町大石原浜字向、野々浜字野々浜(次の図のとおり)	次の図のとおり	
大石原浜大	大石原浜大	土石流	牡鹿郡女川町大石原浜字向(次の図のとおり)	次の図のとおり	
大石原沢4	大石原沢4	土石流	牡鹿郡女川町大石原浜字向、字大石原(次の図のとおり)	次の図のとおり	
大石原沢2	大石原沢2	土石流	牡鹿郡女川町大石原浜字向、字大石原(次の図のとおり)	次の図のとおり	
大石原沢	大石原沢	土石流	牡鹿郡女川町大石原浜字向、字大石原(次の図のとおり)	次の図のとおり	
区域の名称	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要となる事項	縦覧場所

飯子沢	土石流	牡鹿郡女川町飯子沢字飯子（次の図のとおり）
1 飯子沢1	土石流	牡鹿郡女川町飯子沢字飯子（次の図のとおり）
2 飯子沢2	土石流	牡鹿郡女川町飯子沢字飯子（次の図のとおり）
浦の沢2	土石流	牡鹿郡女川町飯子沢字飯子（次の図のとおり）
飯子浜夏浜	土石流	牡鹿郡女川町飯子浜字夏浜、字飯子（次の図のとおり）
野々浜	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町野々浜字野々浜（次の図のとおり）
野々浜の2	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町野々浜字野々浜（次の図のとおり）

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第四百十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

令和六年六月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	区域の所在地	縦覧場所
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要となる衝撃に関する事項	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県東部土木事務所
際2号沢	石巻市渡波字際、字早坂山、字転石山（次の図のとおり）	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県東部土木事務所
寺入沢1・2	石巻市雄勝町雄勝寺、字船戸神明（次の図のとおり）	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県東部土木事務所
小淵2号沢	石巻市小淵浜カシ山、窪沢、窪田、向田、狩又、十八成道下、仁喜山、南、板橋、留山、留山下（次の図のとおり）	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県東部土木事務所
大石原沢3	牡鹿郡女川町大石原浜字向、字大石原（次の図のとおり）	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県東部土木事務所
堀切山の2	牡鹿郡女川町黄金、女川2丁目、鷺神浜字堀切山（次の図のとおり）	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県東部土木事務所

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第四百十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（令和三年一月十二日宮城県告示第二十七号）の一部を次のとおり変更する。

令和六年六月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	区域の所在地	縦覧場所
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要となる衝撃に関する事項	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県東部土木事務所
瀬戸山の3	石巻市大瓜字瀬戸山（次の図のとおり）	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県東部土木事務所
柵橋の3	石巻市大瓜字柵橋（次の図のとおり）	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県東部土木事務所
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県東部土木事務所

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第四百十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条二項の規定により告示する。

令和六年六月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
宮城県石巻市魚町二丁目十四番地
石巻魚市場株式会社
- 二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
海洋総合実習船宮城丸の漁獲物の石巻市水産物地方卸売市場石巻売場における販売に係る物品売払代金
- 三 指定年月日
令和六年五月三十一日
- 四 委託年月日

令和六年六月十日
五 委託期間

令和六年六月十日から令和七年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条二項の規定により告示する。

令和六年六月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地

宮城県気仙沼市魚市場前八番二十五号

気仙沼漁業協同組合

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容

海洋総合実習船宮城丸の漁獲物の地方卸売市場気仙沼市魚市場における販売に係る物品売払代金

三 指定年月日

令和六年五月三十一日

四 委託年月日

令和六年六月十日

五 委託期間

令和六年六月十日から令和七年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、大貫土地改良区役員就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和六年六月十八日

宮城県北部地方振興事務所

所長 稲 村 伸

一 就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
令和六年六月三日	伊 藤 俊	大崎市田尻大貫字上長根六十九番地	理事

二 退任した者

退任年月日

氏 名

住 所

役職名

令和六年四月二十日

石 澤 健 一

大崎市田尻大貫字上長根三十四番地

理事

令和六年四月二十日

遠 藤 靖 之

大崎市田尻大貫字根山二十六番地

理事

○宮城県告示第四百二十一号

伊豆沼沿岸土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和六年六月十一日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和六年六月十八日

宮城県東部地方振興事務所

所長 石 川 佳 洋

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和六年六月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する工事

1 工事番号 令和六年度債務教六一〇一〇一号

2 工事名 大崎地区（東部ブロック）職業教育拠点校新築工事

3 施工場所 大崎市鹿島台広長字柰師前四十四

4 工 期 宮城県議会で議決された日の翌日から令和八年十二月十八日まで

5 工事概要 校舎等新築工事

校舎

RC造一部S造及びW造四階 延べ面積一〇、四六〇平方メートル

昇降機設備三基

渡り廊下

S造平家 建築面積十八平方メートル

既存屋内運動場建具改修工事

S 造二階 延べ面積一、六七六平方メートル

※建築設備工事（昇降機設備以外）を除き、外構工事を含む。

6 予定価格 四、二四九、〇〇〇、〇〇〇円（消費税及び地方消費税を除く。）

7 入札方式 一般競争入札（入札参加資格事前審査方式（施工体制事前提出方式）・郵送入札・調査基準価格及び数値的判断基準を適用）

8 落札方式 総合評価落札方式（標準型（施工計画型））

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 及び2に掲げる要件を満たす特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

1 共同企業体の結成方法

(一) 構成員の数は、三者であること。

(二) 構成員の組合せは、2の(一)及び(二)の資格を満たす一者並びに2の(一)及び(三)の資格を満たす二者の組合せであること。

(三) 結成は、自主結成であること。

(四) 代表者は、構成員のうち中心的役割を担う者で、施工能力の大きい者であること。

(五) 代表者の出資割合は、構成員中最大であること。

2 共同企業体の構成員の資格

(一) 共同企業体におけるすべての構成員

(1) 令和六年度宮城県建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格（以下「特定調達参加資格」という。）を有すること。

(2) 開札日において、宮城県から建設工事入札参加登録業者等指名停止要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(3) 開札日において、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、宮城県知事が別に定める競争入札参加資格の再評価を受けていること。

(4) 開札日において、銀行取引停止となった者については、申立日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けていること。

(5) 開札日において、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項及び第二項各号の規定に該当しないこと。

なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第一項の規定に該当しない者である。

(6) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

ア 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。

以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

イ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと

関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

(7) 本入札に参加しようとする複数の共同企業体の構成員となっていないこと。

(8) 経営建設共同企業体及び事業協同組合は、共同企業体の構成員となることができない。

(二) 共同企業体における代表者

(1) 特定調達参加資格の承認の際に建築一式工事に係る建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七條の二十九第一項の規定する総合評定値が千三百点以上であること。

(2) 建設業法第十五條の規定に基づく建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(3) 現場施工に着手する日までに、建築一式工事に対応する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者をこの現場に専任で配置できること。(詳細については入札説明書に記載のとおりとする。)

(三) 共同企業体における代表者以外の構成員

(1) 特定調達参加資格の承認の際に建築一式工事に係る建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十七条の二十九第一項の規定する総合評定値が八百五十点以上であること。

(2) 建設業法第十五条の規定に基づく建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(3) 現場施工に着手する日までに、建築一式工事に対応する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者をこの現場に専任で配置できること。(詳細については入札説明書に記載のとおりとする。)

三 入札手続等

1 入札執行者

宮城県出納局契約課長 櫻井 功

2 担当課及び担当班

〒九八〇一八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号(宮城県行政庁舎二階)

宮城県出納局契約課工事契約班 ○二二二二二二一三三三六

3 契約条項を示す場所並びに入札説明書及び入札参加申請書類の交付場所等

(一) 契約条項を示す場所 2と同じ

(二) 入札説明書及び入札参加資格確認申請書類の交付期間及び時間

令和六年六月十八日(火) から令和六年七月二日(火) まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下「休日等」という。)を除く) 午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までを除く。)

(三) 入札説明書及び入札参加申請書類の交付場所及び方法

2において配布及びこの入札公告が掲載された入札情報サービスシステムの工事の欄からダウンロードできる。

4 設計図書等の閲覧及び貸出

当該工事に係る仕様書、図面及び仮契約書(案)を閲覧に供するほか、希望者に貸し出しする。

(一) 閲覧、貸出期間及び時間

令和六年六月十八日(火) から令和六年八月二十二日(木) まで(休日等を除く。)の午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までを除く。)

(二) 閲覧場所

入札情報サービスシステム

5 入札書の提出期限及び場所

(一) 提出期限及び方法

令和六年八月二十三日(金) 午後五時とし、提出方法は入札説明書に記載のとおりとする。

なお、電報及びファクシミリによる入札は認めない。

(二) 場所 2と同じ

6 開札の日時及び場所

(一) 日時 令和六年八月二十七日(火) 午前十時

(二) 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 入札室(宮城県行政庁舎十階)

四 入札参加資格の確認等

1 提出書類

入札参加を希望する者は、次に掲げる書類(三の3により配布する様式による。)を持参の上提出し、この工事に係る入札参加資格審査及び資格確認を受けなければならない。

(一) 入札参加資格確認申請書

(二) その他、入札説明書に記載してあるもの。

2 入札参加申請書類の受付期間及び提出場所等

(一) 受付期間及び時間

令和六年六月十八日(火) から令和六年七月二日(火) まで(休日等を除く。)の午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までを除く。)

(二) 提出場所

三の2と同じ

3 入札参加資格の審査等

(一) 入札参加資格の審査をしたときは、当該申込みを行った者に対してその結果を郵送で通知する。

(二) 入札参加資格有資格者と認められなかった者は、その理由について書面で問い合わせをすることができ。

(三) (二)の説明を求めようとするときは、その旨を記載した書面三の2に記載の担当課へ提出するものとする。

五 入札保証金

必要(詳細については入札説明書に記載のとおりとする。)

六 工事費内訳書の提出

- 1 入札に際し、入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。
- 2 工事費内訳書の様式は別に定める。
- 3 工事費内訳書は、返戻しない。

七 入札の無効
 本入札公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書において示した条件等に違反した入札は、無効とする。
 なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、開札時において二に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者のした入札は無効とする。

八 落札者の決定方法

入札価格が、予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。ただし、調査基準価格を設けるものとし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち総合評価点の最も高い者を落札候補者とすることがある。

九 契約保証金

契約金額の十分の一以上の金額とする。ただし、調査基準価格を下回る価格で契約締結する場合の契約保証金の額は、契約金額の十分の三以上の額とする。

十 契約の締結

1 この契約は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第一項第五号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和三十九年宮城県条例第十八号)第二条の規定により、この契約の効力は宮城県議会の議決を経てから生ずるため、それまでの間は仮契約の締結を行うものとする。

2 落札の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が二に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

十一 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 当該建設工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- 3 契約書作成の要否 要
- 4 入札金額の記載方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及

び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

5 関係図書等の閲覧 建設工事執行規則(昭和三十九年宮城県規則第九号)、宮城県建設工事競争入札参加心得、建設工事総合評価落札方式(簡易型・標準型)実施要領、宮城県建設工事総合評価落札方式(簡易型・標準型)の手引きについては、出納局契約課のホームページ及び入札情報サービスシステムにおいて閲覧できる。

6 詳細は入札説明書による。

十二 概要

Summary

1 Name of Construction : New Construction for Osaki District (Eastern Block) Vocational Training Base School

2 Details of Construction :

- School building, reinforced concrete as well as part steel and part wood Four stories, total surface area of 10,460 m² Elevator installation (3 elevators)
- Connecting corridor, steel 1 floor, building area of 18 m²
- Renovation of existing indoor exercise fixtures Two-story steel structure, total surface area of 1,676 m²

* Excludes installation work (other than installation of elevators), but includes exterior work

3 Contact Information and Address for Bid Submission : Construction Contract Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8570 Japan TEL.: 022-211-3336

4 Deadline for Application for Bid Submission : July 2, 2024, 5 : 00 p.m.

5 Person in Charge of Bidding : Isao Sakurai, Director, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government

6 Deadline for Bid Submission : August 23, 2024, 5 : 00 p.m.

7 Place for Bid Selection : Bidding Room, Miyagi Prefectural Government Building 10th Floor,

3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture

8 Date and Time for Bid Selection : August 27, 2024, 10 : 00 a.m.

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和六年六月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品等または特定役務の名称及び数量 宮城県議会ネットワーク構築等業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 議会事務局総務課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 令和六年五月二十七日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号
- 五 落札金額 四千六百七十七万三千六百円（税抜）
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和六年四月十二日